

監査委員公表 第4号

定期監査等の結果に基づく措置状況について、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月11日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	今 村 光 春

鹿 総 第 3 8 7 号
令和元年10月1日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	今 村 光 春 様

鹿屋市長 中 西 茂

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 平成31年1月25日付け鹿屋監第75号で提出された教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、輝北総合支所、串良総合支所、吾平総合支所の定期監査の結果に関する報告
- 2 平成31年4月26日付け鹿屋監第15号で提出された市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、上下水道部、出納室、監査委員事務局、公平委員会事務局の定期監査の結果に関する報告
- 3 令和元年7月25日付け鹿屋監第47号で提出された農林商工部及び建設部の定期監査の結果に関する報告

平成31年1月25日付け鹿屋監第75号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(2) 契約について</p> <p>① 随意契約について</p> <p>市道除草伐採業務委託契約において、委託業務の目的、路線が同じであるにもかかわらず、鹿屋市契約規則第24条第1項で規定する予定価格を超えない範囲に分割して執行しているものが見受けられたので、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、安易に分割することのないよう、適切に処理されたい。</p> <p>串良総合支所 産業建設課</p> <p>② 請書の徴取等について</p> <p>委託契約において、請書が徴取されていないもの、請書に業務内容及び仕様書についての記載がないものが見受けられたので、適切に処理されたい。</p> <p>串良総合支所 住民サービス課 産業建設課</p> <p>吾平総合支所 住民サービス課 産業建設課</p>	<p>(2)</p> <p>①</p> <p>(串良総合支所 産業建設課)</p> <p>今後は、地方自治法施行令、鹿屋市契約規則等に基づき、適切な事務処理に努めたい。</p> <p>②</p> <p>(串良総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに仕様書を添付し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第31条第2項の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(串良総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに仕様書を添付し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第31条第2項の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(吾平総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに仕様書を添付し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第31条第2項の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(吾平総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに仕様書を添付し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第31条第2項の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p>
<p>(3) 財産管理について</p> <p>鹿屋市財産規則に規定する公有財産貸付台帳又は公有財産使用許可台帳が備えられていない状況が見受けられたので、鹿屋市財産規則第46条の規定に基づき適切に処理されたい。</p> <p>輝北総合支所 産業建設課</p>	<p>(3)</p> <p>(輝北総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに公有財産貸付台帳及び公有財産使用許可台帳を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則第46条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(4) 週休日の振替勤務について</p> <p>週休日の振替による勤務を行っているが、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に定める期間内に振替休日を取得していない状況が見受けられたので、適切な休暇取得に努められたい。</p> <p>輝北総合支所 住民サービス課</p>	<p>(4)</p> <p>(輝北総合支所 住民サービス課)</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇時間等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めたい。</p>

平成31年4月26日付け鹿屋監第15号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 調定について</p> <p>補助金収入の調定が、適切な時期（補助金の交付決定通知書受理日）にされていない状況が見受けられたので、地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>市長公室 地域活力推進課 保健福祉部 健康増進課</p>	<p>(1)</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定書を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 健康増進課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定書を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(2) 補助金について</p> <p>補助金交付決定通知書に補助事業の要綱で規定する交付の条件が付されていないものや補助金交付申請書に補助金等交付規則及び補助事業の要綱で規定する添付書類のないもの、また、補助金概算払申請において、概算払の理由が確認できる書類を徴していないものが見受けられたので、鹿屋市補助金等交付規則及び補助事業の要綱に基づき適切に処理されたい。</p> <p>総務部 情報行政課 市民生活部 生活環境課 市民課 保健福祉部 福祉政策課 健康増進課</p>	<p>(2)</p> <p>(総務部 情報行政課)</p> <p>指摘のあったことについては、補助金交付決定通知書に鹿屋市情報インフラ整備事業費補助金交付要綱で規定する交付の条件の記載を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市補助金等交付規則第5条及び鹿屋市情報インフラ整備事業費補助金交付要綱に基づき適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 生活環境課)</p> <p>指摘のあったことについては、事業計画書、収支予算書及び概算払申請書を添付し速やかに処理を行った。</p> <p>今後は鹿屋市補助金等交付規則に基づき適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民課)</p> <p>指摘のあったことについては、概算払申請時に理由が確認できる書類を添付する対応を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市補助金等交付規則第16条第3項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 福祉政策課)</p> <p>指摘のあったことについては、概算払申請時に理由が確認できる書類を添付する対応を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市補助金等交付規則第16条第3項の規定に基づき、適正な事務処理に努めた</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(3) 時間外勤務手当について</p> <p>時間外勤務手当の処理事務において、時間外勤務手当の支給誤りが見受けられたので、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>市長公室 地域活力推進課 総務部 総務課 市民生活部 市民課 保健福祉部 子育て支援課 上下水道部 業務課 工務課</p>	<p>い。</p> <p>(保健福祉部 健康増進課)</p> <p>指摘のあったことについては、補助申請に係る労力を軽減するために、添付書類を省略するため、鹿屋市特定不妊治療費助成事業実施要綱の改正を行い、特定不妊治療を行っている人の負担軽減を図った。</p> <p>今後は、鹿屋市特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(3)</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追給 平成31年2月28日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納 平成31年2月5日 ・追給 平成31年2月28日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納 平成31年2月20日 ・追給 平成31年2月28日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 子育て支援課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追給 平成31年2月28日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
	<p>うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(上下水道部 業務課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追給 平成31年2月28日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(上下水道部 工務課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納 平成31年2月19日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(4) 契約について</p> <p>委託契約において、請書が徴取されていないものや請書に業務内容及び仕様書についての記載がないものが見受けられたので、鹿屋市契約規則第31条の規定に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>総務部 情報行政課 市民生活部 生活環境課</p>	<p>(4)</p> <p>(総務部 情報行政課)</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第31条第2項の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 生活環境課)</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第31条第2項の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p>
<p>(5) 財産管理について</p> <p>鹿屋市財産規則第63条の規定に基づく債権台帳及び同規則第66条の規定に基づく基金台帳が備えられていないものや基金台帳の記載もれが見受けられたので、鹿屋市財産規則に基づき適切に処理されたい。</p> <p>総務部 総務課 財政課 保健福祉部 健康保険課</p>	<p>(5)</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに債権台帳を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則第63条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(総務部 財政課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに基金台帳を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則第66条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 健康保険課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに基金</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(6) 所管事務に関連する団体等の準公金の取扱について</p> <p>所管事務に関連する団体等に対し市が補助金等を交付しているが、補助金等の支出に係る事務とこれらの団体の会計事務を同じ職員が行っている状況が見受けられた。また、所管事務に関連する団体等の事務局に係る事務取扱いにおいて、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第3条に規定する承認手続がされていない状況が見受けられたので、公金と準公金の区分、事務の分掌と執行及び職員の職務に専念する義務について、現状を検証し、特に会計事故の未然防止を図るため、適切に処理されたい。</p> <p>市長公室 政策推進課 地域活力推進課 市民生活部 生活環境課 安全安心課 市民スポーツ課 保健福祉部 健康増進課</p>	<p>台帳を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則第66条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(6) (市長公室 政策推進課)</p> <p>指摘のあったことについては、市の補助金等の交付事務と団体の会計事務を同一の職員が行うことがないよう事務の分担を行った。</p> <p>また、職務権限義務の承認手続については、行政組織規則の変更により課の所管事務として当該団体に関する事務を位置付けることにより対応を行った。</p> <p>今後は、外部団体の会計処理の執行について適切な処理に努めたい。</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>指摘のあったことについては、市の補助金等の交付事務と団体の会計事務を同一の職員が行うことがないよう事務の分担を行った。</p> <p>また、職務権限義務の承認手続については、行政組織規則の変更により課の所管事務として当該団体に関する事務を位置付けることにより対応を行った。</p> <p>今後は、外部団体の会計処理の執行について適切な処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 安全安心課)</p> <p>指摘のあったことについては、市の補助金等の交付事務と団体の会計事務を同一の職員が行うことがないよう事務の分担を行った。</p> <p>また、職務権限義務の承認手続については、行政組織規則の変更により課の所管事務として当該団体に関する事務を位置付けることにより対応を行った。</p> <p>今後は、外部団体の会計処理の執行について適切な処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民スポーツ課)</p> <p>指摘のあったことについては、市の補助金等の交付事務と団体の会計事務を同一の職員が行うことがないよう事務の分担を行った。</p> <p>また、職務権限義務の承認手続については、行政組織規則の変更により課の所管事務として当該団体に関する事務を位置付けることにより対応を行った。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
	<p>より対応を行った。</p> <p>今後は、外部団体の会計処理の執行について適切な処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 健康増進課)</p> <p>指摘のあったことについては、市の補助金等の交付事務と団体の会計事務を同一の職員が行うことがないよう事務の分担を行った。</p> <p>また、職務権限義務の承認手続については、行政組織規則の変更により課の所管事務として当該団体に関する事務を位置付けることにより対応を行った。</p> <p>今後は、外部団体の会計処理の執行について適切な処理に努めたい。</p>
<p>(7) 法令遵守等の推進に関する条例の運用について</p> <p>鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例は、平成19年7月1日に施行されているが、同条例第6条に規定する鹿屋市コンプライアンス委員会が設置されていない状況が見受けられたので、適切に処理するとともに、同条例の規定に基づき法令遵守の推進などが図られるように、効果的な職員研修の実施や庁内体制の整備など、適切な条例の運用に努められたい。</p> <p>総務部 総務課</p>	<p>(7)</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>コンプライアンス委員については、令和元年5月17日付け鹿総第179号により設置し、委員への委嘱を行った。</p> <p>今後は、関係条例等に基づき適正に設置したい。</p>
<p>(8) 週休日の振替について</p> <p>週休日の振替による勤務を行っているが、当該勤務日の8週後までに振替休日を取得していない状況が見受けられたので、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>市長公室 地域活力推進課、 市民生活部 市民課</p>	<p>(8)</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇時間等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民課)</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇時間等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めたい。</p>

令和元年7月25日付け鹿屋監第47号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 収入科目について</p> <p>市の財産として物品出納簿で管理している地図販売代金の歳入科目を、諸収入で処理している状況が見受けられた。市の財産に係る歳入科目は、財産収入が適切と判断されることから、地方自治法第216条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき適切に処理されたい。</p> <p>建設部 都市政策課</p>	<p>(1)</p> <p>(建設部 都市政策課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに財産収入に更正の処理を行った。</p> <p>今後は、地方自治法第216条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき適正な処理に努めたい。</p>
<p>(2) 補助金について</p> <p>鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金において、家屋等の改修費用が補助対象経費となっているが、鹿屋市補助金等交付規則第9条で規定する工事の着手及び完成報告が提出されていない状況が見受けられたので、鹿屋市補助金等交付規則に基づき適切に処理されたい。</p> <p>農林商工部 ふるさとPR課</p>	<p>(2)</p> <p>(農林商工部 ふるさとPR課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに工事の着手及び完成報告を添付し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市補助金等交付規則第9条の規定に基づき、適切な事務処理に努めたい。</p>
<p>(3) 時間外勤務手当について</p> <p>時間外勤務手当の処理事務において、時間外勤務手当の支給誤りが見受けられたので、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>農林商工部 畜産課 農地整備課 商工振興課 ふるさとPR課</p>	<p>(3)</p> <p>(農林商工部 畜産課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追給 令和元年5月21日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 農地整備課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納 令和元年5月21日(4月分) ・返納 令和元年5月23日(8・11月分) <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 商工振興課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追給 令和元年5月22日

監 査 結 果	改 善 措 置
	<p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 ふるさとPR課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納 令和元年5月23日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(4) 時間外勤務手当の予算執行について</p> <p>時間外勤務手当の予算執行可能額が不足しているにもかかわらず、鹿屋市予算規則第13条第2項の規定に基づく予算の追加配当を受けずに、時間外勤務を行っている状況が見受けられたので、鹿屋市予算規則に基づき適正に処理されたい。</p> <p>農林商工部 畜産課 農地整備課 商工振興課 ふるさとPR課</p>	<p>(4)</p> <p>(農林商工部 畜産課)</p> <p>今後は、鹿屋市予算規則第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 農地整備課)</p> <p>今後は、鹿屋市予算規則第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 商工振興課)</p> <p>今後は、鹿屋市予算規則第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 ふるさとPR課)</p> <p>今後は、鹿屋市予算規則第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(5) 財産管理について</p> <p>財産管理において、鹿屋市財産規則第12条で規定する境界標が埋設されていない状況が見受けられたので、鹿屋市財産規則に基づき適切に処理されたい。</p> <p>農林商工部 ふるさとPR課</p>	<p>(5)</p> <p>(農林商工部 ふるさとPR課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに確認を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則に基づき、適切な事務処理に努めたい。</p>
<p>(6) 週休日の振替について</p> <p>週休日の振替による勤務を行っているが、当該勤務日の8週間後までに振替休日を取得していない状況が見受けられたので、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>農林商工部 農林水産課</p>	<p>(6)</p> <p>(農林商工部 農林水産課)</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇時間等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 畜産課)</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇時間等</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p data-bbox="448 203 651 320">畜産課 商工振興課 ふるさとPR課</p>	<p data-bbox="842 203 1437 320">に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めた い。</p> <p data-bbox="831 331 1166 365">(農林商工部 商工振興課)</p> <p data-bbox="842 376 1437 539">今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇時間等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めた い。</p> <p data-bbox="831 551 1222 584">(農林商工部 ふるさとPR課)</p> <p data-bbox="842 595 1437 759">今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇時間等に関する条例第5条及び同施行規則第5条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めた い。</p>

鹿教教第636号
令和元年9月25日

鹿屋市監査委員 大 蘭 純 広
同 池 田 潤
同 今 村 光 春 様

鹿屋市教育長 中野 健作

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 平成31年1月25日付け鹿屋監第75号で提出された教育委員会の定期監査に関する報告

平成31年1月25日付け鹿屋監第75号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 調定について</p> <p>補助金収入の調定が、地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき適切な時期にされていない状況が見受けられたので、地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>教育委員会 教育総務課 生涯学習課</p>	<p>(1)</p> <p>(教育委員会 教育総務課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定書を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(教育委員会 生涯学習課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定書を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(2) 契約について</p> <p>② 請書の徴取等について</p> <p>委託契約において、請書が徴取されていないもの、請書に業務内容及び仕様書についての記載がないものが見受けられたので、適切に処理されたい。</p> <p>教育委員会 学校教育課、 生涯学習課文化財センター</p>	<p>(2)</p> <p>②</p> <p>(教育委員会 学校教育課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに請書を添付し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第31条第2項の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(教育委員会 生涯学習課文化財センター)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに仕様書を添付し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市契約規則第31条第2項の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p>
<p>(3) 財産管理について</p> <p>鹿屋市財産規則に規定する公有財産貸付台帳又は公有財産使用許可台帳が備えられていない状況が見受けられたので、鹿屋市財産規則第46条の規定に基づき適切に処理されたい。</p> <p>教育委員会 生涯学習課</p>	<p>(3)</p> <p>(教育委員会 生涯学習課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに公有財産貸付台帳を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則第46条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>